

定 款

社会福祉法人 朝倉恵愛会

社会福祉法人 朝倉恵愛会定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第 1 種 社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第 2 種 社会福祉事業

(イ) 老人デイサービスセンターの経営

(ロ) 老人短期入所事業の経営

(ハ) 在宅介護支援センターの経営

(ニ) 老人デイサービス事業の経営

(ホ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(ヘ) 身体障害者短期入所事業の経営

(ト) 生計困難者に対する相談支援事業

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人 朝倉恵愛会という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を福岡県朝倉市入地字治部の下 2262 番地 1 に置く。

第 2 章 評議員

(評議員会)

第 5 条 この法人に、評議員 7 名以上 10 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名以上2名以内、事務局員1名以上2名以内、外部委員1名以上2名以内のうちから3名又は5名以内で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、該当者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成する事を要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまでなお評議員としての権利義務を有する。
 - 3 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める役員等報酬規程の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する事ができる。

第3章 評議員会

(構成)

- 第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会に議長を置く。
 - 3 議長は、その都度評議員の互選で定める。

(評議員会の権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求する事ができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数の時は、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際に、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名が前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役員及び職員

(役員の定数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理 事 6 名以上 9 名以内

(2) 監 事 2 名以上 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1 名以上を業務執行理事とする事ができる。

(役員の選任等)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、4 ヶ月を超える間隔で年 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 19 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了時までとする。

（役員の解任）

第 20 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当する時は、評議員会の決議によって解任する事ができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第 21 条 理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める役員等報酬規程の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給する事が出来る。

（賠償責任の免除）

第 22 条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について、社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項の規程により免除する事が出来る額を限度として理事会の決議によって免除されることができる。

（職 員）

第 23 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会にお

いて、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 24 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第 25 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事長の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 26 条 理事会は、理事長がこれを招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 27 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わる事のできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が該当提案について異議を述べた時を除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 理事会は、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 29 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他産及び公益事業用財産の 3 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 定 期 預 金

100 万円

(2) 建 物

(イ) 福岡県朝倉市入地字治部の下 2262 番地 1、2262 番地 4 所在の

鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺 3 階建

いしずえ荘建物 1 棟

(3,975.41 平方メートル)

- (ロ) 福岡県朝倉市杷木穂坂字天神原 59 番地 1 所在の
鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき・陸屋根 3 階建
日迎の園建物 1 棟 (3,259.77 平方メートル)
- (ハ) 福岡県朝倉市入地字治部の上 2728 番地 1 所在の
鉄筋コンクリート造瓦葺陸屋根 2 階建
ローズハウスいしずえ建物 1 棟 (2,433.56 平方メートル)
- (ニ) 福岡県朝倉市甘木 1700 番地 1 所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建
ローズ倶楽部甘木建物 1 棟 (1,223.12 平方メートル)
- (ホ) 福岡県朝倉郡東峰村大字福井字小松 1685 番地 2、
福岡県朝倉郡東峰村大字福井字前田 942 番地 10、942 番地 10 先所在の
鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき・陸屋根 2 階建
宝珠の郷建物 1 棟 (685 平方メートル)
- (ヘ) 福岡県朝倉市杷木志波字原鶴 92 番地 1 所在の
鉄筋コンクリート・鉄骨造かわらぶき・陸屋根 3 階建
アン・ローゼ建物 1 棟 (3,221.60 平方メートル)
- (ト) 福岡県朝倉市三奈木字道島 2466 番地 1 所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建
いしずえ荘建物 1 棟 (移転先) (9,741.26 平方メートル)
- (チ) 福岡県朝倉市甘木字後町 1872 番地 1 所在の
鉄骨造亜鉛メッキ鋼版・ルーフィング葺平家建
(319.95 平方メートル)

(3) 敷 地

- (イ) 福岡県朝倉市入地字治部の下 2262 番地 1
所 在 の 敷 地 一 筆 (5,870.00 平方メートル)
同所 2258 番地所在の敷地一筆 (3,744.00 平方メートル)
同所 2262 番地 4 所在の敷地一筆 (320.21 平方メートル)
同所 2262 番地 5 所在の敷地一筆 (75.00 平方メートル)
合計 10,009.21 平方メートル
- (ロ) 福岡県朝倉市杷木穂坂字天神原 59 番地 1
所 在 の 敷 地 一 筆 (5,401.85 平方メートル)
合計 5,401.85 平方メートル

(ハ) 福岡県朝倉市入地字治部の上 2728 番地 1

所 在 の 敷 地 一 筆	(4,003.00 平方メートル)
同所 2726 番地 1 所在の敷地一筆	(297.19 平方メートル)
合計	4,300.19 平方メートル

(ニ) 福岡県朝倉市甘木 1700 番地 1

所 在 の 敷 地 一 筆	(2,280.05 平方メートル)
合計	2,280.05 平方メートル

(ホ) 福岡県朝倉市杷木志波字原鶴 92 番地 1

所 在 の 敷 地 一 筆	(12,834.95 平方メートル)
合計	12,834.95 平方メートル

(ヘ) 福岡県朝倉市三奈木字道島 2466 番地 1

所 在 の 敷 地 一 筆	(28,116.91 平方メートル)
合計	28,116.91 平方メートル

(ト) 福岡県朝倉市三奈木字免ノ下 2420 番地 1

所 在 の 敷 地 一 筆	(10,877.48 平方メートル)
同所 2420 番地 21 所在の敷地一筆	(45.00 平方メートル)
合計	10,922.48 平方メートル

(チ) 福岡県朝倉市甘木字後町 1872 番地 1

所 在 の 敷 地 一 筆	(679.00 平方メートル)
同所 1850 番地 2 所在の敷地一筆	(1,213.93 平方メートル)
合計	1,892.93 平方メートル

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第 38 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 30 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、福岡県知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、福岡県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 31 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(特別会計)

第 32 条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 34 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を経たのち、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 35 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 36 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 37 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種 別)

第 38 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業の経営
- (2) 有料老人ホームの事業
- (3) 地域包括支援センターの経営
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業の経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第 39 条 前項の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第 8 章 解散及び合併

(解 散)

第 40 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 41 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合 併)

第 42 条 合併しようとするときは、評議員会の決議を得て、福岡県知事の認可を受けなければならない。

第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第 43 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、福岡県知事の認可（社会福祉法第 45 条の 3 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けな

ければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福岡県知事に届け出なければならない。

第 10 章 公告の方法その他

(公告の方法)

- 第 44 条 この法人の公告は、社会福祉法人朝倉恵愛会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

- 第 45 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理 事 長 安 岡 文 恵

理 事 安 岡 令 子

 〃 藤 原 重 實

 〃 山 下 長 利

 〃 蓮 池 恒 彦

 〃 山 本 辰 雄

 〃 安 武 浩 爾

 〃 田 中 順 海

監 事 池 内 貫 一 郎

- 2 この定款は、平成29年 4月1日から施行する。
 平成30年 4月1日 改定
 2022年 1月1日 改定